

第28回福岡市屋外広告物審議会

議事録

日時：令和5年8月4日（金）10：00～10：30

場所：アクロス福岡 6階 607号会議室

出席者：池田 美奈子	九州大学 准教授
猪野 猛	福岡商工会議所 事務局長
井上 貢一	九州産業大学 教授
田上 健一	九州大学 教授
本間 美奈子	久留米大学 教授
川上 陽平	福岡市議会議員
鬼塚 昌宏	福岡市議会議員
勝山 信吾	福岡市議会議員
石本 優子	福岡市議会議員
勝見 美代	福岡市議会議員
藤野 哲司	福岡市議会議員
下野 浩一	福岡県警察本部生活安全部生活経済課 指宿課長代理
田中 伸和	福岡市広告美術業協同組合 理事
弟子丸 泰介	全九州ネオン工業協同組合 理事
内野 豊臣	博多まちづくり推進協議会 事務局長
右田 直美	路上違反広告物追放推進団体 代表者

事務局：住宅都市局理事 大場、地域まちづくり推進部長 成尾、
都市景観室長 佐藤、港湾空港局計画調整課長 釘宮

会議次第

1. 開会
2. 委員紹介
3. 会長選任
4. 審議事項

アイランドシティ香椎照葉地区都市景観形成地区の変更について

5. 閉会

<審議の概要>

(※委員の紹介等、審議に直接関係のない部分を一部省略しております。)

「1. 開会」

事務局：定刻となりましたので、第28回福岡市屋外広告物審議会を開催いたします。委員の皆様方におかれましては、本日はお忙しい中ご出席いただき誠にありがとうございます。

本日の審議会でございますが、新しい任期での初めての開催となりますので、会長選出まで私が司会進行を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

：本日の審議会でございますが、18名中16名の委員がご出席されており、委員の2分の1以上に達しておりますことから、本審議会規則第7条第4項の規定により、会議が成立いたしますことをご報告させていただきます。

：次に本会議と会議録の情報公開についてお知らせいたします。本審議会につきましては、福岡市情報公開条例第38条に基づいて公開がなされます。

また、会議録につきましても、同条例第7条に基づく非公開情報を除き、公開するものとなっておりますので、委員の名前を除いた形で市のホームページに掲載いたしますのでよろしくお願いいたします。

「2. 会長選任」

会長は、井上委員が選任され、職務代理者には会長の指名により、池田委員が選任された。

「3. 審議事項」

会 長：本日の審議事項について、「アイランドシティ香椎照葉地区都市景観形成地区の変更について」市長から諮問がありましたので審議をお願いします。

審議事項につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

事務局：審議事項の「アイランドシティ香椎照葉地区都市景観形成地区の変更について」ご説明いたします。

資料の1ページをお願いいたします。

1の趣旨でございますが、今回アイランドシティ香椎照葉地区都市景観形成地区の変更につきましては、すでに指定しております都市景観形成地区のエリア拡大でございます。屋外広告物の規格基準についても、同一の基準とすることについて、福岡市屋外広告物条例第41条および第42条の規定に基づき、本審議会でご審議いただくものでございます。

2の福岡市の景観誘導でございますが、まず市全体の取り組みにつきましてご説

明いたします。

福岡市では景観法の制定に基づき、平成 24 年に景観計画を策定いたしまして、3つの階層による景観誘導を行っております。

階層 1 いたしまして、福岡市全域に関する景観形成方針を定め、その上に階層 2 いたしまして、土地利用特性に応じた 6つのゾーンごとの景観形成方針を、さらに一番上に階層 3 いたしまして、都市景観形成地区を指定することにより、細やかな景観形成方針を定め、届出により景観誘導を行っております。

真ん中の表には、6つのゾーンについて届出が必要な建築物の高さや延べ面積を示しております。

(2) の都市景観形成地区でございますが、市を代表する地区や、個性ある地区など、特に良好な景観を図るべき地区を、これまでに 8地区指定しており、地区の特性に応じた景観形成方針及び基準を定め、よりきめ細やかな景観誘導を行っております。

都市景観形成地区内は規模にかかわらず、すべての建築物等について届出が必要となります。

(3) の屋外広告物についてでございますが、福岡市では、良好な景観を形成し、公衆に対する危害を防止するため、屋外広告物を表示・設置する際のルールいたしまして、屋外広告物条例を定め、許可制度による運用を行っております。条例では、広告物の大きさや高さ、設置できない場所、許可の手続き等に関するルールを定め、福岡の街をより美しく、安全・安心で快適に住みやすくするための広告景観づくりに取り組んでおります。

(4) に、屋外広告物の定義を説明しておりますが、屋外広告物とは、4つの要件をすべて満たすものとなります。

1つ目は、常時または一定の期間継続して表示されるものであること。

2つ目は、屋外で表示されるものであること。

3つ目は、公衆に表示されるものであること。

4つ目は、看板、立看板、はり紙、はり札、並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、または表示されたもの、並びにこれらに類するものでございます。

下に主な屋外広告物を図示しておりますので、ご参照願います。

(5) の屋外広告物の規格基準でございますが、福岡市では、自然豊かな地域、賑わいのある繁華街など、地域やまちの個性に応じた景観となるよう、地域を区分して、それぞれの地域にふさわしい基準を定めております。

2ページをお願いいたします。

福岡市内の地域の区分図でございます。市内全域について、用途地域等を踏まえ、都心部・空港周辺地域、商業・沿道系地域、住居系地域、自然・低層住居系地域、

空港地域の5つに区分しております。

なお、風致地区等につきましては、屋外広告物の禁止地域に指定しております。3のこれまでの経緯でございますが、ここからがアイランドシティについてのご説明でございます。アイランドシティ香椎照葉地区につきましては、平成18年3月に、「アイランドシティ・デザインガイドライン」を策定いたしまして、開発当初から海や緑などの恵まれた自然環境と調和した「美しいまちなみ」と「緑の都市景観」の創造を図ってまいりました。

平成23年3月には、まちづくりエリアの南エリアを先行して、都市景観形成地区に指定しております。

令和4年度には北エリアの事業者がすべて決定し、土地利用の見通しが立ちましたので、今般、北エリアまで地区指定の拡大を行うものでございます。

4の変更の内容でございますが、これまでの南エリア約94ヘクタールに北エリアの約97.8ヘクタールを加え、全体で約191.8ヘクタールが「アイランドシティ香椎照葉地区都市景観形成地区」となります。

屋外広告物の基準も含め、地区景観形成基準等の内容の変更はございません。

3ページをお願いいたします。

5のスケジュールでございますが、今年の4月に原案の縦覧を行い、縦覧者7名、意見書の提出はございませんでした。

また、6月に福岡市議会の福祉都市委員協議会にご報告いたしております。

今月につきましては、本日が本審議会、来週以降、福岡市都市景観審議会、福岡市都市計画審議会を予定しております。9月には都市景観形成地区の法定告示を行う予定としております。

参考としまして左下に、戸建住宅地区、集合住宅地区、産業・複合地区、センター地区別の地区景観形成基準を、右に指定区域図及び地区区分図を記載しておりますのでご参照願います。

4ページをお願いいたします。

各地区区分における屋外広告物の行為の制限でございます。

これは南エリアの基準をそのまま踏襲したものでございますが、主な事項について簡単にご説明いたします。

各地区共通事項といたしましては、自家用広告物に限る、屋外ビジョン等の広告物は設置してはならない、蛍光塗料は使用してはならない、屋上設置広告物は設置してはならない、などがございます。

また、壁面利用広告物につきましては、地区ごとに表示面積や広告物の制限を、地上設置広告物につきましては、表示面数、表示面積、高さの制限がございます。突出広告物につきましては、高さや突出し幅の制限を設けております。

以上で「アイランドシティ香椎照葉地区都市景観形成地区の変更について」のご

説明を終わります。

ご審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

会 長：今説明いただきました審議事項について、ご質問、ご意見等ございませんでしょうか。

委 員：今回改選で委員が替わっているので、エリアの拡大で前と変わらないというご説明だったと思いますが、もう少し詳しくお話を伺った方がいいのではないかと思います。

会 長：もう少し詳細にご説明よろしいでしょうか。

事務局：アイランドシティ香椎照葉地区都市景観形成地区に、すでに南側の景観形成地区指定がしておりまして、告示をされているものでございますが、まずアイランドシティの都市景観形成地区指定における、景観形成方針をお伝えしたいと思います。

アイランドシティにつきましては、先進的な環境共生のまちづくりに向けて、市民や事業者と共働で調和と秩序を持ったまちなみを創出し、保全することを目的として、当地区の景観形成方針を3つ定めております。

1つ目が、海を身近に感じ、海を親しむ空間を形成する。2つ目が緑豊かなまちを形成する。3つ目が賑わいや潤いのあるまちを形成する。というこの3つの形成方針を掲げて、これまで景観形成づくりをしてきているという状況でございます。

南側については平成23年にエリアに指定しておりまして、南側の各建築物等について、福岡市都市景観室に届出をいただいて、確認審査をしております。

屋外広告物につきましても同様に許可制度ということで、この基準に従って許可を行っているというものでございます。

北側につきましては、これまで都市景観形成地区には指定をしておりませんでしたけれども、「アイランドシティ・デザインガイドライン」というものを福岡市港湾空港局で策定しており、基本この「デザインガイドライン」の基準を今回景観形成基準に移行する形になっております。これまでは港湾空港局で建築物等について、景観の審査をしてきたものが、今回この景観形成地区指定により、都市景観室に審査が一元化され、法定のものになるというものでございます。

参考資料としまして、地区景観形成基準を、3ページに記載しております。今回屋外広告物審議会でございますので屋外広告物について4ページを中心に説明させていただきましたが、都市景観形成地区に指定されますと、3ページにある

とおり、建築物については壁面のセットバックの基準が設けられています。形態・意匠についての基準や付属施設としましては、駐輪場やごみ置き場については、なるべく見えないようにしていただくなどとなっております。付属設備については、サーチライトを設置しない、回転灯を原則設置しない、アンテナについては、原則屋外に設置しないなどの規制がございます。それから、屋外空間についてはなるべく緑化を図っていくこと。これらのような地区景観形成基準を設定しておりまして、届出を受け、それらを誘導していくというのが福岡市の役割となっております。

現状においては、この基準に合致した良い景観が保たれてきていると認識しております。以上でございます。

会 長：よろしいでしょうか。

委 員：はい。

会 長：他にご質問、ご意見等ございませんでしょうか。

（今回の拡大地区である）北側の事業を動かしていくにあたっては、都市景観形成地区ではなかったけれども、以前から「デザインガイドライン」のルールが適用されながら物事が進んでいるということで、北側のエリアに関して急に何かが変わるということではないので、特に、現場の方から反対意見が出るということはなく、ガイドラインに沿って進んでいるという状況かと思えます。

ですので、今回の審議によって、都市景観形成地区が拡大して、それに伴い屋外広告物の表示がきちんと制度化されるということで、スムーズな移行ができるのではないかと感じております。

他にご意見、ご質問等ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

会 長：それでは、特にご意見等ございませんでした。

詳細な説明を加えていただきありがとうございました。全体像がよくわかったのではないかと思います。

それでは、本日の審議事項につきましては、ご了承いただいたということで結論としたいと思います。よろしいでしょうか。

委 員：（異議なし）

会 長：ありがとうございました。

それでは、会長としての進行はここまでとさせていただきます。と思います。

円滑な会議の進行にご協力いただきまして、委員の皆様ありがとうございました。

「4. 閉会」

事務局：それではこれもちまして第28回福岡市屋外広告物審議会を終了させていただきます。ありがとうございました。